

2025年度 延納手続きについて

延納手続は修学の意思ならびに学納金納入の意思があり、やむを得ない理由により納入期日を延期する措置です。延納手続を希望する場合は、以下の要領で**学納金延納申請**を行ってください。

なお、**学納金延納申請**がなく、**納入期限を過ぎても未納**の場合は、**学則等に基づき「除籍対象者」となります。**

【延納手続】

期	延 納 期 限	申 請 期 間 (Googleフォームより)
1期	8月18日まで	振込依頼書到着後から4月末まで
2期	2026年1月13日まで	1期納入後、7月1日から9月末日まで

- ※ Web申請フォーム (Googleフォーム) による受付とします。
- ※ Web申請フォームに記載された注意事項を確認の上、申請してください。
- ※ 延納手続後、改めて振込用紙の送付・案内はいたしません。納入期限を厳守のうえ、振込用紙を利用し納入してください。
- ※ 申請内容に誤りが無ければGoogleフォームの回答受理をもって延納許可となります。

【学納金延納申請フォーム (Googleフォーム)】

URL: <https://forms.gle/JifGSB6S87cz8UqK6>

QRコード :



※大学が付与している@bunkyoアカウントでのログインが必要です。

※フォームでの申請が完了すると、回答確認メールが届きます。当該メールの受信まで確認してください。

【学納金延納申請に関する問い合わせ先】

各校舎財務課

➤ 家計急変を理由に延納申請をする方へ

家計支持者の死亡・失業・経営不振等により、2025年1月以降に家計が急変したことが理由で学納金の納入ができない場合、条件を満たしていれば「文教大学緊急特別奨学金」に申請できる場合があります。募集要項は所属校舎の学生課／教育支援課のホームページに掲載されていますので、確認してください。